

令和3年度答申第23号
令和3年7月26日

諮問番号 令和3年度諮問第18号（令和3年6月28日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）に掲げる社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）及びその遺族の援護を図るた

めに必要な事業を掲げており、その事業の中には、「遺族の就学の援護」が含まれている。

なお、労災保険法29条2項は、前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な基準は厚生労働省令で定めると規定しているが、本件申請の当時、当該基準を定めた厚生労働省令は制定されていなかった（ただし、令和2年厚生労働省令第70号による労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）の一部改正により、同施行規則33条に労災就学援護費の支給基準に関する規定が設けられた。）。

- (2) そこで、本件申請の当時、労災就学援護費の支給は、昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添「労災就学等援護費支給要綱」（令和2年8月21日付け基発0821第1号厚生労働省労働基準局長通達による改正前のもの。以下「本件支給要綱」という。）に基づいて行われていた。

本件支給要綱の3の(1)のロは、労災就学援護費は、遺族補償年金を受け権利を有する者（以下「遺族補償年金受給権者」という。）のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で現に学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に定める学校（幼稚園を除く。）に在学するもの（以下「在学者」という。）と生計を同じくしている者であって、当該在学者に係る学費等の支弁が困難であると認められるものに対し、支給すると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成29年12月7日、同会社から外出して、B地内の路上で普通自動二輪車を運転中に転倒し、センターラインを越えて、対向車線を走行してきた大型貨物自動車に正面衝突し、同日、全身打撲のために死亡した。

（遺族補償年金支給請求書、調査結果復命書、決定書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成31年2月8日、処分庁に対し、遺族補償年金の支給請求をするとともに、労災就学援護費の支給申請（本件申請）をした。

（遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、令和元年10月31日、上記(2)の遺族補償年金の支給請求に対し、「災害発生日の外出目的が業務とは認められないため」との理由を

付して、遺族補償年金の全部を不支給とする決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をし、同日付けの通知書を審査請求人に送付した。

（「不支給決定通知」と題する書面）

- (4) 処分庁は、令和元年10月31日、上記(2)の労災就学援護費の支給申請（本件申請）に対し、「災害発生日の外出目的が業務とは認められないため」との理由を付して、労災就学援護費を不支給とする決定（本件不支給決定）をし、同日付けの通知書を審査請求人に送付した。

（労災就学等援護費不支給決定通知書）

- (5) 審査請求人は、令和2年1月31日、C労働者災害補償保険審査官（以下「本件労災保険審査官」という。）に対し、労働保険審査請求書を提出して、本件遺族補償年金不支給決定についての審査請求をしたところ、本件労災保険審査官は、同年12月24日、当該審査請求を棄却する決定をした。

（労働保険審査請求書、決定書）

- (6) 上記(5)の労働保険審査請求書に本件不支給決定の取消しも求める旨の記載がされていたことから、本件労災保険審査官は、その取扱いについて審査庁に照会し、審査庁からの回答を受けて、審査請求人に対し、本件不支給決定についても審査請求をする意思があるのであれば、審査庁宛ての審査請求書を改めて提出するよう求めたところ、審査請求人は、審査庁に対し、本件審査請求についての令和2年2月17日付けの審査請求書を提出した。

（労働保険審査請求書、審査請求書、令和3年7月8日付けの審査庁の事務連絡）

- (7) 審査庁は、令和3年6月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張

災害発生日の外出目的が業務とは認められないとの理由に納得ができないから、本件不支給決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 労災就学援護費については、本件支給要綱の3の(1)のロが、遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた

当該労働者の子で現に在学者であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者に係る学資等の支弁が困難であると認められるものに対し、支給すると定めている。

- 2 処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係が認められないと判断し、本件遺族補償年金不支給決定をしている。

また、本件労災保険審査官は、令和2年12月24日、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。

なお、審査請求人は、上記審査請求棄却決定を不服とする再審査請求はしていない。

- 3 したがって、審査請求人は、本件支給要綱の3の(1)のロに掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

- 4 以上によれば、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（本件労災保険審査官）：令和2年1月31日

（審査庁）：同日

審理員の指名：同年7月20日

（本件審査請求の審査庁による受付から約5か月半）

反論書の提出期限：同年11月9日

審理員意見書の提出：令和3年4月27日

（反論書の提出期限から約5か月半）

本件諮問：同年6月28日

（審理員意見書の提出から約2か月、本件審査請求の審査庁による受付から約1年

5か月)

(2) そうすると、本件では、①審査庁による本件審査請求の受付から審理員の指名までに約5か月半、②反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約5か月半、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約2か月の期間を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年5か月もの長期間を要している。このうち、審査庁が上記①の手続を速やかに行わず、また、上記②の手続に上記の期間を要したのは、審査請求人が本件遺族補償年金不支給決定についての審査請求をした（上記第1の2の(5)）ことから、当該審査請求に対する決定がされるのを待って本件審査請求の手続を進めるといふ運用を審査庁が行っているからではないかと考えられるが、このような運用は、相当ではない（後記3の(1)参照）。そして、上記③の手続も、諮問説明書が審理員意見書と同様に極めて簡単な内容のものであるから、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。審査庁においては、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るといふ行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条）に即した審査請求事件の審理手続が実現するように対応する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労災保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（以下「社会復帰促進等」という。）を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条（令和2年法律第14号による改正前のもの））から、社会復帰促進等を図るために必要な事業として行われる社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものであるから、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている「被災労働者」の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。本件支給要綱が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労

働者の災害発生日の外出目的が業務とは認められないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている（上記第1の2の(3)）から、本件労働者は、「被災労働者」ではなく、したがって、審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

(1) 当審査会の過去の答申における指摘事項について

当審査会は、本件と同様の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求事件についての令和元年度の答申（答申第15号、第41号及び第79号）において、次の指摘をしている（なお、最近の答申（令和2年度答申第89号、令和3年度答申第14号及び第17号）でも、同旨の指摘をしている。）。

ア 審査庁においては、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手續と労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手續が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手續の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手續を進めるという運用をしているようであるが、現行制度の下では、前者の審査請求の手續と後者の審査請求の手續は、別個に設けられているのであるから、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めるべきである。

イ 審査庁が上記アの運用を相当と考えているのであれば、労災就学援護費の支給は、遺族補償年金の支給決定がされていることを前提としているから、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手續の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手續を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすことができ、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法1条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

ウ 労災就学援護費の不支給決定通知書において、その理由が提示されず、又は十分に提示されていないのは、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（本件支給要綱の様式第2号）に「支給変更・不支給の理由」欄が設けられていないことにそもそもの原因があると考えられるから、当該様式の速やかな改善が望まれる。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、上記の各指摘について、どのように対応したのかとの照会をしたところ、審査庁から、上記アの指摘については「遺族補償年金の不支給決定に係る審査請求（再審査請求を含む）手続と、労災就学等援護費の審査請求手続を別個に進めることは、事務手続上請求人の負担になると考えていることから、遺族補償年金の不支給決定に係る審査請求決定または再審査請求裁決の進捗を踏まえ、労災就学等援護費の審査請求手続を保留とする取扱いをしています。」との回答が、上記イの指摘については「答申書をいただく都度、審査庁内の関係部署に答申書の情報共有を行い、答申書で指摘を受けている内容について問題意識を共有しています。」との回答が、上記ウの指摘については「答申書をいただく都度、審査庁内の関係部署に答申書の情報共有を行い、答申書で指摘を受けている内容について問題意識を共有しています。加えて、地方労働局に対し、研修や全国会議等の機会ある都度、労災就学等援護費に係る不支給理由について、遺族補償年金の受給権者であることが支給要件となっていること等について請求人が理解できるような記載を行うよう指導しています。」との回答があった（令和3年7月8日付けの事務連絡）。

しかし、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続と労災就学等援護費の不支給決定に対する審査請求の手続が別個に設けられていること自体が審査請求人の負担となっているのであるから、審査庁においては、労災就学等援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続の中で争うことができる制度への変更を真剣に検討すべきである。また、労災就学等援護費の不支給決定通知書における理由の記載についても、本件を含めて当審査会に諮問がされる事案における当該通知書の記載を見る限りは、改善がされているとはいえない（後記(2)参照）。

(2) 本件不支給決定の理由付記について

本件不支給決定には、「災害発生日の外出目的が業務とは認められないため」という理由が付されている（上記第1の2の(4)）が、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。審査請求人は、処分庁が本件労働者の死亡について業務起因性を認めていないことを審査請求の理由としている（上記第1の3）が、本来、労働者の死亡についての業務起因性の有無は、本件の労災就学等援護費の不支給決定に対する審査請求の手続ではなく、遺族補償年金の不

支給決定に対する審査請求の手續の中で争われるべき事柄である。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災保険法29条1項に基づく労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族に該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の支給請求手續で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を説明した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示すことにより、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるようにする必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求事件の審理手續における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

このような観点から、当審査会は、上記(1)で引用した答申を含む累次の答申において、不支給決定の理由付記の内容を改善する必要があることを指摘しているが、本件不支給決定における上記の理由付記は、依然として改善が図られていない。審査庁においては、本件支給要綱を改正して、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）に「支給変更・不支給の理由」欄を設けるとともに、労働基準監督署長に対し、同欄の具体的な記載例を示すことなどを早急に検討すべきである。

(3) 不服申立ての教示について

本件不支給決定の通知書には、「この決定に不服がある場合には、（中略）厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。」との正しい教示がされているが、審査請求人は、厚生労働大臣ではなく、本件労災保険審査官に対し、本件審査請求をしている（上記第1の2の(6)）。これは、同じ処分庁（A労働基準監督署長）がした二つの行政処分（遺族補償年金不支給決定、労災就学援護費不支給決定）について、不服申立てをすべき行政庁が異なっていること（遺族補償年金不支給決定については労働者災害補償保険審査官、労災就学援護費不支給決定については厚生労働大臣）を審査請求人が理解していなかったからであると考えられる。このような制度の不知等により国民の権利利益の救済を図る機会が損なわれないよう

にするために、行政不服審査法が不服申立ての教示制度（82条）を設けているのであるから、その教示は、行政処分の名宛人が不服申立てを適切にすることができるようにする必要がある。

このような観点から、本件不支給決定の通知書を見ると、不服申立ての教示の部分は、他の部分よりも非常に小さな文字で記載されているから、このような記載では、行政処分の名宛人の注意を喚起することが困難であるといわざるを得ない。審査庁においては、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）について、上記(2)で指摘した「支給変更・不支給の理由」欄を設けることに加えて、不服申立ての教示の部分の文字を大きくすることも検討すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美